

別表 1：評価項目及び評価基準

工 事 名：大牟田市公共下水道事業三池汚水枝線管渠築造（第 4 工区）工事・大牟田市大字今山地内配水管布設その 1 工事

区 分	評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	
9 点	施工実績の状況	6 件以上の工事の実績あり	3.0	
		4 件又は 5 件の工事の実績あり	2.0	
		2 件又は 3 件の工事の実績あり	1.0	
		1 件の工事の実績あり又は実績なし	0.0	
	工事成績評定の状況	本市の土木一式工事の工事成績評定点の対象工事ありの場合	7 0 点以上	3.0
			6 5 点以上 7 0 点未満	2.0
		本市の土木一式工事の工事成績評定点の対象工事なしの場合	6 0 点以上 6 5 点未満	1.0
			6 0 点未満	0.0
	開札日現在において 1 0 年以上継続して雇用する 1 級土木施工管理技士又は 1 級建設機械施工技士の資格を有する者（それぞれの資格を継続して 1 0 年以上有する者に限る。）の人数：注 3	3 人以上	2.0	
		1 人又は 2 人	1.0	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	両方とも取得している	1.0	
		どちらか片方を取得している	0.5	
I S O 9 0 0 1 又は I S O 1 4 0 0 1 の認証の取得：注 4		両方とも取得していない	0.0	
8 点	施工実績の状況	3 件以上の工事の実績あり	2.0	
		1 件又は 2 件の工事の実績あり	1.0	
		実績なし	0.0	
	工事成績評定の状況	本市の土木一式工事の工事成績評定点の対象工事ありの場合	7 0 点以上	3.0
			6 5 点以上 7 0 点未満	2.0
		本市の土木一式工事の工事成績評定点の対象工事なしの場合	6 0 点以上 6 5 点未満	1.0
			6 0 点未満	0.0
	継続教育の取組状況	各団体が定める目標単位以上	1.0	
		各団体が定める目標単位の 2 分の 1 以上目標単位未満	0.5	
		各団体が定める目標単位の 2 分の 1 未満又は取組なし	0.0	
	資格の保有年数の状況	1 0 年以上	2.0	
		5 年以上 1 0 年未満	1.0	
5 年未満		0.5		
対象となる資格なし		0.0		
防災協定等の有無	協定の締結あり、活動実績あり	1.0		
	協定の締結あり、活動実績なし	0.5		
	協定の締結なし、活動実績あり	0.5		
	協定の締結なし、活動実績なし	0.0		
地域貢献度	活動の実績あり	1.0		
	活動の実績なし	0.0		
計			19.0	

注 1 「同種工事の施工実績」とは、国又は地方公共団体が発注した契約金額が 5,000 万円以上の契約に係る土木一式工事（建設省告示に規定する土木一式工事をいい、建設業法第 4 条の規定により土木一式工事以外の建設工事を請け負った場合における当該建設工事に附帯する土木一式工事を除く。注 2 において同じ。）のうち、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの期間に元請で完成させ、かつ引き渡した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績にあっては、出資比率が 1 0 0 分の 3 0 以上である構成員としての実績に限る。）をいう。

注 2 「本市の土木一式工事の工事成績評定点」とは、本市（企業局を含む。以下この注 2 において同じ。）が発注し、かつ、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの期間に元請で完成させ、かつ本市に引き渡した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績にあっては、出資比率が 1 0 0 分の 3 0 以上である構成員としての実績に限る。以下この注 2 において同じ。）をいう。

なお、本市の土木一式工事の工事成績評定点の対象工事がない場合における平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの期間の国又は他の地方公共団体が発注した工事の実績は、当該期間に国又は他の地方公共団体に引き渡した土木一式工事の実績をいう。

注 3 「1 級土木施工管理技士」とは建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）の規定に基づく 1 級の土木施工管理に係る技術検定の合格証明書を有する者をいい、「1 級建設機械施工技士」とは同令の規定に基づく 1 級の建設機械施工に係る技術検定の合格証明書を有する者をいう。

注 4 I S O の認証については、平成 3 0 年度大牟田市競争入札参加資格者名簿に登録されている住所の営業所等において取得しているものに限る。

注 5 「配置予定技術者」とは、入札工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者をいう。

注 6 「施工実績」及び「本市の土木一式工事の工事成績評定点」の対象となるものは、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事したものに限る。

注 7 「各団体」とは、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は公益社団法人土木学会をいう。

なお、継続教育（C P D）の取組における単位は、各団体が定める C P D 又は C P D S に係る単位数、期間について、当該団体が発行する C P D 又は C P D S の証明書であって証明対象期間の終了日が開札日前 6 月間にあるものにより取得が証明されたものに限る。

注 8 「本市との災害時における応急対策業務等に関する協定」とについては、開札日前 1 月間に締結中であることが証明されたものであるものに限る。

注 9 「災害対応の活動実績」とは、大牟田市水防本部又は大牟田市災害対策本部の設置時に本市の指示により対応した有償による業務活動の実績をいう。

注 10 「緊急出動」とは、「防災協定等の有無」における有償による業務活動の実績を除くその他の災害の予防又は防止のための活動をいう。